

愛知県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に
関する公示

愛知労働局一般公示 第 55 号

愛知地方最低賃金審議会は、愛知県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 5 項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、愛知県の区域内で事業を営む使用者または、これに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和 7 年 7 月 24 日までに、愛知地方最低賃金審議会（名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号名古屋合同庁舎第 2 号館愛知労働局労働基準部賃金課内）あて提出されたい。

令和 7 年 7 月 3 日

愛知労働局長 小林 洋子